

# 深谷市教育委員会後援に関する事務取扱要綱

令和7年9月8日  
教育委員会告示第2号

## (趣旨)

第1条 この告示は、教育、文化、スポーツ又は学術研究に関する事業に対し、深谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が後援（名義上、事業の趣旨に賛同し、援助の意を表すること。以下同じ。）を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

## (承認基準)

第2条 教育委員会が後援を承認する事業は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ各号に定める基準に適合するものでなければならない。

(1) 主催者 次のいずれかに該当するものであること。

- ア 国又は地方公共団体
- イ 公益法人及びこれに準ずるもの（宗教法人を除く。）
- ウ 市内に住所又は所在地を有し、教育、学術、文化又はスポーツの向上及び普及振興に寄与すると認められるもの（市外に住所又は所在地を有するが、市内における活動実績があり、教育、学術、文化又はスポーツの向上及び普及振興に寄与すると認められるものを含む。）
- エ その他教育委員会が適当と認めるもの

(2) 事業内容 次のいずれにも該当するものであること。

- ア 教育、学術、文化又はスポーツの向上及び普及振興に寄与する事業で、公益性があると認められるものであること。
- イ 主催者等の存在が明確で、事業を遂行するために必要な能力が十分であること。
- ウ 入場料、参加料その他の料金の額が社会通念上適当と認められるものであること。
- エ 広く市民一般を対象とするものであること。
- オ その他教育委員会の方針及び施策に反しない事業であること。

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、後援を承認しない事業とする。

- (1) 法令等又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの
- (2) 政治的又は宗教的な内容を含むもの
- (3) 私的営利又は商業宣伝を目的とするもの
- (4) 参加者等に寄附、援助等を強要するもの
- (5) 会員等の勧誘を目的とするもの
- (6) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の関与が認められるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、後援の承認を行うことが適当でないと教育委員会が認めるもの

## (名義使用の申請)

第4条 後援の承認を受けようとするものは、深谷市教育委員会後援名義使用承認申請書兼誓約書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、事業開催日の1箇月前までに教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、会則その他の事業の主催者等の概要を示す書類
- (3) 収支予算書（料金等を徴収する事業に限る。）
- (4) その他教育委員会が必要と認める書類

2 前項の規定により申請したもの（以下「申請者」という。）は、申請内容に変更が生じたときは、深谷市教育委員会後援名義使用承認申請書兼誓約書記載事項変更届出書（様式第2号）に変更内容を示す書類を添付して、開催日の15日前までに提出しなければならない。

（名義使用の決定通知）

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請を受理したときは、その可否を決定し、深谷市教育委員会後援名義使用承認決定通知書（様式第3号）又は深谷市教育委員会後援名義使用不承認決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（名義使用決定の取消し）

第6条 教育委員会は、申請者が第2条第1項に規定する基準に違反したとき、第3条の基準に該当するとき又は承認決定後において事情が変更したときは、承認決定を取り消すことができる。

2 教育委員会は前項の規定により承認決定を取り消した場合には、深谷市教育委員会後援名義使用承認取消通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（事業実施報告）

第7条 後援の名義使用承認を受け、事業を実施した申請者は、当該事業終了後1箇月以内に深谷市教育委員会後援名義使用事業実施報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添付して、教育委員会へ提出しなければならない。

- (1) 事業の実施状況を明らかにする書類
- (2) 事業に使用したポスター、チラシその他の広報に係る書類
- (3) 第3条第1項第3号に規定する収支予算書を提出したものにあたっては、当該承認等の決定を受けた事業に係る収支決算書

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、教育委員会の後援に関し必要な事項は、深谷市教育委員会教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の深谷市教育委員会後援に関する事務取扱要綱（平成15年深谷市教育委員会告示第17号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

## 附 則

この告示は、令和8年1月1日から施行する。